

## ふじのくにジュニアお茶マイスターに関する知事認証認定要領

## (目的)

第1条 児童生徒が日常生活において、自発的に静岡茶を愛し、毎日の習慣として静岡茶を飲むようになること、さらには成人後も茶への関心を持ち、その習慣を継続してもらうことにより、持続的な静岡茶のファンの拡大を図るため、知事認証を設ける。

## (認定)

第2条 ふじのくにジュニアお茶マイスター（以下「ジュニアお茶マイスター」という。）とは、お茶に関する知識を有し、お茶の魅力を伝えられることが期待される者を言う。県は、県が主催するC h a - 1グランプリに参加し、かつ、県にレポート（様式第1号）を提出した者をジュニアお茶マイスターとして認定し、認定証（様式第2号）を交付する。

## (認定証の再交付)

第3条 県は、認定証の交付を受けた者から、紛失等による再交付の申出（様式第3号）があった場合は、認定証の再交付をする。ただし、認定証の再交付の期限は高等学校修了までとする。

## (認定者名簿)

第4条 県は、第2条に定める認定を受けた者について、ジュニアお茶マイスター認定者名簿（様式第4号）を作成し管理する。

## (その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、お茶振興課長が定める。

## 附則

- 1 この要領は令和5年11月11日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以前に、県が開催するC h a - 1グランプリに参加し、かつ、レポートを別に定める期日までに提出した者には、令和6年3月31日までに知事に申し出た場合に限り、「ふじのくにジュニアお茶マイスター」として認定し、第2条に規定する認定証を交付する。